

第4章 土壤汚染対策

I 概要

市における土壤汚染に対する取組みは、平成15年2月15日から施行された「土壤汚染対策法」（以下、「法」という。）及び平成12年12月20日から施行している「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき、事業者又は土地の所有者に対して、土壤調査及び汚染土壤の処理対策等の実施並びにその結果等の報告についての指導・助言を行っている。

また、法及び条例に基づくもののほか、地下水の追跡調査等に伴い事業者が実施した土壤汚染対策等について指導・助言を行っている。平成18年度においては、法及び条例等に基づき、75ヶ所の土壤調査及び処理対策について指導・助言を行った。

II 背景

わが国の土壤汚染の歴史は古く、明治10年頃には、足尾銅山鉱毒問題により渡良瀬川流域の農用地において大規模な作物被害が発生し、大きな社会問題となり、農用地の土壤汚染問題が国民的な関心を集めた。近年は、生活水準の高度化、産業活動の活発化等に伴い、新たな化学物質による環境汚染に対する懸念に関連して土壤汚染に対する関心が高まっている。また、工場、事業場の跡地の再開発等に伴い、過去に蓄積した有害物質による土壤汚染問題の発生が懸念されている。

国における土壤汚染対策は、昭和45年に「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」を制定するとともに、「公害対策基本法」の一部を改正し、典型7公害の一つとして新たに「土壤の汚染」が追加され、土壤の汚染についても環境基準を定めることとなった。しかしながら、当時は、農用地の土壤汚染対策の促進が急務であったこと、市街地における土壤汚染の知見が十分でなかったこと等から環境基準の設定には至らなかった。近年、市街地において、過去に蓄積した有害物質を含む土壤の存在が明らかになる事例が増加していることから、今日的な視点に立ち、平成3年8月に「土壤の汚染に係る環境基準」（以下、「土壤環境基準」という。）を告示した。土壤環境基準については、平成6年2月に一部を改正し、対象物質の追加及び基準値の見直し等を行っている。また、調査及び対策については、環境庁は平成6年11月に重金属等に係る土壤汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壤・地下水汚染調査・対策暫定指針（以下、「平成6年指針」という。）を都道府県・政令市に通知した。また、平成11年1月には、平成6年指針を全面的に改正し、「土壤・地下水汚染に係る調査・対策指針」（以下、「平成11年指針」という。）を通知した。

しかし、法制度がないことから、土壤汚染対策の確立への社会的要請が強まり、平成14年1月に中央環境審議会から、「今後の土壤環境保全対策の在り方について」答申がなされ、これを踏まえ、「土壤汚染対策法案」を取りまとめ、平成14年2月15日に閣議決定、通常国会で審議された後、5月22日に法が制定、29日に公布された。また、土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下、「令」という。）が平成14年11月13日に、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下、「規則」という。）が平成14年12月26日に公布され、平成15年2月15日から法が施行された。

本市では、土壤を重要な環境要素としてとらえ、土壤汚染対策の新たな施策の展開を図るため、

平成5年2月に川崎市公害対策審議会に「川崎市における土壤汚染対策のあり方について」諮問し、平成5年4月に同審議会から答申を得た。この答申を踏まえ、事業者及び土地所有者の責務を定めた要綱を制定し、平成5年7月1日に施行した。平成7年5月の土壤環境基準の一部改正及び平成6年指針の通知、また、平成11年指針の通知に併せて、それぞれ要綱の一部を改正した。

平成11年度の条例改正作業において、要綱の規定を条例に取り入れ、平成11年12月24日に条例を公布、平成12年12月20日から施行した。条例の施行に伴い要綱を廃止し条例に基づき、事業者等に対し、指導・助言を行ってきたが、法が施行されたことに伴い、従前の条例で行ってきた調査方法及び対象物質等が異なることから、法との整合性を図るため、条例の一部を改正し、平成16年10月1日から施行した。

Ⅲ 土壤汚染対策の推進状況

1 法による指導状況

平成15年2月15日施行された法に基づき、土地所有者、管理者又は占有者（以下、「土地所有者等」という。）に対して、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の使用の廃止時及び土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある時に、土壤汚染状況調査及び土地の形質変更等の届出について指導・助言を行っている。

(1) 法の主旨

法の目的は、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することである。その施策としては、土地所有者等が汚染の可能性の高い土地について、土地利用の変更等の機会をとらえて、土壤汚染状況調査を実施するとともに、土壤汚染が判明し、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合は、必要な措置を講じることである。

対象とする土地は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地及び土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地を対象としている。

法の対象となる物質（以下、「特定有害物質」という。）は、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもので、特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによる健康影響及び特定有害物質が含まれる汚染土壤からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等を摂取することによる健康影響から25項目を選定した。

土地の形質変更は、土壤汚染状況調査の結果により、指定区域となった土地について、土地の形質変更をしようとする場合は、事前に計画を届け出ることとなっている。

(2) 法の運用状況

平成18年度に法に基づき、土地所有者等から提出された土壤汚染状況調査及び土地の形質変更等に係る報告書は23件で、内訳は次のとおりであった。

土壤汚染状況調査結果報告書は、3件（3事例）であった。また、調査を猶予する法第3条第1項ただし書の確認申請書が14件（14事例）であった。法第3条経過措置に基づく報告書が1件（1事例）であった。

土地の形質変更に係る報告は、土地の形質変更届出は3件（2事例）、措置完了の報告は

2件（2事例）であった。

2 条例による指導状況

市では、条例に基づき、事業者又は土地の所有者に対して、土壌調査の実施及び結果の報告、汚染土壌の処理対策の実施及び処理計画書等の報告について指導・助言を行っている。

(1) 条例の主旨

条例の目的は、土壌汚染対策を推進することにより、公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、現在及び将来の市民の健康を保護するとともに安全な生活環境を確保することである。その施策としては、事業者又は土地の所有者が、工場又は事業場（以下、「工場等」という。）の移転若しくは廃止又は再開発等の機会をとらえて、土壌調査を実施するとともに、土壌の汚染が判明した場合は、汚染土壌の処理対策を実施することである。

対象とする土壌は、工場等の敷地の土壌の外に、汚染土壌の搬出による二次汚染を防止するため、工場等の建設工事等で敷地外へ搬出するものも対象としている。

対象物質は、土壌環境基準に溶出量基準が設定されている24項目としたが、条例施行に伴い、対象物質にダイオキシン類を追加して25項目とした。

また、土壌環境基準にふっ素及びほう素が追加されたことから、平成14年7月1日から対象物質にふっ素及びほう素を追加して27項目とした。

なお、平成15年2月15日から法が施行されたことに伴い、法との整合性を図るため、平成16年10月1日から従前の条例の調査方法、基準等を改正した。

汚染土壌の処理は、汚染の程度により土壌の処理対策選定基準（以下、「選定基準」という。）に基づき、遮断工対策（溶出量基準値Ⅱ超過土壌）、遮水工対策（溶出量基準値Ⅰ～Ⅱの間の土壌）、覆土・植栽工対策（含有量基準値超過土壌）等を実施することとなっている。

(2) 条例の運用状況

平成18年度に条例に基づき、事業者又は土地所有者から提出された土壌調査及び汚染土壌の処理対策に係る報告書の件数は128件で、事例数は56事例であった。（表Ⅲ－1）

表Ⅲ－1 土壌調査及び処理対策に係る報告件数

（単位：件）

種 類	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
土壌調査	9	14	27	23	35	58	57
処理対策	3	6	3	8	18	22	41
合計(実数)	12(8)	20(11)	30(23)	31(21)	53(25)	80(51)	98(51)
種 類	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
土壌調査	90	58	64	55	49	54	65
処理対策	32	32	44	56	44	54	63
合計(実数)	122(57)	90(45)	108(50)	111(56)	93(47)	108(56)	128(56)

(注)カッコ内は報告された事例の実数。1事例に対して複数の報告書が提出される場合がある。

ア 土壌調査

平成18年度に提出された土壌調査報告書の件数は65件であった。(表Ⅲ-2)

調査種類別では、資料等調査が28件、詳細調査が24件、搬出土壌調査が13件であった。

地区別では川崎区が35件(23事例)、幸区が5件(3事例)、中原区が12件(8事例)、高津区が7件(4事例)、宮前区が3件(2事例)、多摩区が1件(1事例)、麻生区が2件(1事例)であった。

なお、平成18年度に新たに汚染が判明した事例数は32事例で、川崎区が16事例、幸区が3事例、中原区が8事例、高津区が3事例、宮前区が1事例、麻生区が1事例であった。

表Ⅲ-2 土壌調査結果報告件数

(単位:件)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	報告件数合計
資料等調査	16	2	5	2	1	1	1	28
詳細調査	8	3	6	4	2	0	1	24
搬出土壌調査	11	0	1	1	0	0	1	13
報告件数合計	35(23)	5(3)	12(8)	7(4)	3(2)	1(1)	2(1)	65(42)

(注)カッコ内は報告された事例の実数。

(ア) 資料等調査

資料等調査は、過去からの有害物質の取扱いの有無及び管理状況、土地利用の経歴等を調査し、汚染の可能性を把握するものである。報告があった28事例のうち、2事例は、条例の特定有害物質等の取扱状況、土地利用の経歴及び資料等調査における簡易な土壌調査等から、土壌汚染のおそれがないため、資料等調査で土壌調査は終了した。

(イ) 詳細調査

詳細調査は、表層土壌調査、ボーリング調査及び地下水調査により、汚染の有無、汚染範囲、汚染土量等を把握するものである。報告があった23事例のうち、3事例は条例に規定する土壌汚染に関する基準(以下、「条例基準」という。)以下であった。その外の20事例は条例基準を超える汚染が認められたため、汚染土壌の処理対策を実施する必要があった。なお、条例に基づく報告において、条例基準を超えた事例数は、川崎区が7事例、幸区が3事例、中原区が6事例、高津区が3事例、宮前区が1事例、麻生区が1事例であった。

(ウ) 搬出土壌調査

搬出土壌調査は、土壌汚染のおそれのある土壌を建設工事等で敷地外に搬出する場合に、搬出する土壌の汚染状態を把握するものである。報告があった13事例のうち、3事例は条例基準以下であった。その他の10事例は条例基準を超える汚染が認められたため、土壌の搬出に併せて汚染土壌の処理対策を実施する必要があった。

条例基準を超えた事例数は、川崎区が9事例、中原区が1事例であった。

イ 汚染土壌の処理対策

汚染土壌の処理対策に関する報告書54件の内訳は、計画書が32件で、対策実施結果報告書が31件であった。処理対策に係る計画書の報告があった32件の土壌汚染対策の概要は、次のとおりである。（表Ⅲ－3）

表Ⅲ－3 汚染土壌処理対策の概要

事例	行政区	汚染物質	処理対策方法	18年度末での状況
1	麻生区	TCE、PCE、1,2-DCE	掘削除去後、石灰混練による揮発処理	対策済
2	幸区	Pb、F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
3	高津区	TCE、PCE、1,2-DCE	鉄粉混合により原位置浄化処理	対策済
4	川崎区	As	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
5	川崎区	As	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
※6	幸区	Pb	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
7	川崎区	As、1,2-DCE	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
8	川崎区	F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
9	川崎区	Pb、Cr ⁶⁺ 、As、Hg、F	掘削除去後、汚染土壌浄化施設で洗浄処理、一部区画で原位置浄化処理、舗装措置	対策済
10	中原区	Pb、As、Hg、F	掘削除去後、汚染土壌浄化施設で洗浄処理	対策済
※11	川崎区	Pb、TCE	覆土処理	対策済(応急)
12	宮前区	PCE	掘削除去後、汚染土壌浄化施設で抽出分解処理	対策済
13	川崎区	Pb、As、1,2-DCE、Bz、F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
14	川崎区	Pb、As、Hg、PCE、F	掘削除去後、管理型最終処分場での埋立処分	対策済
15	川崎区	As	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
16	川崎区	As	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
17	中原区	CN、Pb、As、PCB、Se、B、F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理、管理型最終処分場での埋立処分、溶融処理	継続中
18	中原区	CN、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、TCE、1,2-DCE、B、F	微生物による浄化処理、掘削除去後、セメント原料として再資源化処理、管理型最終処分場での埋立処分	継続中
19	中原区	Pb、As、Hg、Se	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理、管理型最終処分場での埋立処分	継続中
20	川崎区	Pb、As、Hg、PCE、F	掘削除去後、管理型最終処分場での埋立処分	対策済
※21	川崎区	Pb、As、Se	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
22	川崎区	Pb、As、Se	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
23	川崎区	F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
24	中原区	Pb、F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	一部対策済
25	中原区	Cd、Se	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理、焼成無害化処理、管理型最終処分場での埋立処分	継続中
26	川崎区	Pb、F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
27	幸区	Pb、1,2-DCE、F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
28	中原区	As、Se、F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	継続中
29	高津区	Pb、F	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理	対策済
30	高津区	Pb、As、PCE、TCE	掘削除去後、セメント原料として再資源化処理、微生物による浄化処理、舗装措置等	継続中
31	川崎区	DXN	掘削除去後、熱分解処理し、セメント原料として再資源化処理	継続中
32	川崎区	F、Pb	掘削除去後、固形化処理	継続中

※…平成17年度以前の汚染事例です。

CN：シアノ、Pb：鉛、Cr⁶⁺：六価クロム、As：砒素、Hg：水銀、Bz：ベンゼン、TCE：トリクロロエチレン、PCE：テトラクロロエチレン、1,2-DCE：シス-1,2-ジクロロエチレン、Se：セレン、B：ほう素、F：ふっ素、PCB：ポリ塩化ビフェニル、DXN：ダイキシン類

3 昭和50年以降の土壌汚染事例発生状況

本市の市街地における土壌汚染の発生状況については、法及び条例に基づく指導のほか、地下水汚染の追跡調査に併せて実施した土壌調査、事業者からの相談等により把握した事例があり、それらを取りまとめたものである。昭和50年以降の発生状況は次のとおりである。

(1) 年度別経年推移

昭和50年度以降に把握した土壌汚染の発生事例数は、昭和61年度から平成18年度まで214事例である。平成3年度の9事例は大半が地下水汚染の追跡調査によるもので、平成5年度以降は、指導要綱、条例及び法に基づく報告により把握した事例数が大半を占めている。

なお、昭和61年度から平成4年度までは汚染物質の検出も汚染事例としているが、平成5年度以降は、要綱、条例及び法に基づき、土壌の環境管理目標又は土壌汚染に関する基準として定めている溶出量基準値又は含有量参考値（含有量基準値）を超過した事例を汚染事例としている。

平成18年度の汚染事例数は32事例で、法及び条例に基づく詳細調査及び搬出土壌調査結果の報告等により把握した事例であった。（表Ⅲ－4）

表Ⅲ－4 年度別土壌汚染発生事例数

（単位：事例）

年 度	昭和50～60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	
事例数	0	1	0	0	0	1	9	
年 度	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	
事例数	4	1	3	3	6	6	13	
年 度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
事例数	14	18	15	21	23	24	20	
年 度	平成18年	合 計						
事例数	32	214						

(2) 行政区別発生事例数

行政区ごとの発生事例数は、川崎区が100事例で、次いで、幸区が32事例、中原区が34事例、高津区が28事例、宮前区が10事例、多摩区が5事例、麻生区が5事例である。（表Ⅲ－5）

平成18年度における区別の汚染事例数は、川崎区が16事例、幸区が3事例、中原区が8事例、高津区が3事例、麻生区が1事例であった。

表Ⅲ－5 行政区別発生事例数(昭和61年度～平成18年度)

（単位：事例）

区 名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
事例数	100	32	34	28	10	5	5	214

(3) 業種別物質別事例数

汚染原因とされる業種は、不明を除く、27業種である。業種別では、「電気機械器具製造業」が35事例と最も多く、次いで、「食料品製造業」及び「金属製品製造業（メッキを除く）」が23事例等である。

物質別では、全部で19物質に及び、鉛が延べ85事例で最も多く、次いで、砒素が69事例、トリクロロエチレンが46事例、総水銀が41事例等であった。（表Ⅲ－6、7）

表Ⅲ-6 業種別発生事例数

(単位:事例)

業種区分	事例件数
電気機械器具製造業	35
食料品製造業	23
金属製品製造業(電気メッキを除く)	23
化学工業	14
一般機械器具製造業	9
石油製品製造業	8
電気メッキ業	8
洗濯業	8
輸送用機械器具製造業	7
鉄鋼業	7
非鉄金属製品製造業	6
研究機関	6
精密機械器具製造業	4
廃棄物処理業	4
医療業	2
不動産取引業	2
自動車整備業	2
電気業	2
水道業	1
鉄道事業	1
再生資源卸売業	1
食品添加物製造業	1
印刷業	1
道路貨物運送業	1
銀行業	1
プラスチック製品製造業	1
その他の小売業	1
不明	28
合計	207

表Ⅲ-7 物質別発生事例数

(単位:事例)

物質区分	事例件数
鉛	85
砒素	69
トリクロエチレン	46
総水銀	41
シス-1,2-ジクロロエチレン	32
ふっ素	31
六価クロム	29
テトラクロエチレン	28
シアン	16
カドミウム	12
セレン	12
ほう素	8
ベンゼン	6
1,2-ジクロロエタン	6
PCB	6
1,1,1-トリクロロエタン	4
四塩化炭素	3
1,1-ジクロロエチレン	2
フェノール類	2
合計(延べ数)	438

4 法及び条例に基づく土壌調査結果の公表の状況

(1) 法に基づく指定区域の状況(平成18年度末)

法に基づく土壌汚染状況調査の結果、基準に適合しない場合は、その区域は指定区域として指定・公示されることになっている。指定区域は指定区域台帳に掲載され閲覧に供されるとともに、インターネットに掲載をしている。なお、土壌汚染対策が完了すると指定は解除される。平成18年度末までの指定区域の状況は次のとおりである。

表Ⅳ-1 指定区域の指定・解除状況(平成15年2月15日～平成19年3月31日)

No.	所在地(地番表示)	指定日	解除日	基準を超過した特定有害物質
指-1	宮前区宮崎4丁目1番の1の一部	平成16年7月9日	平成16年12月2日	F
指-2	幸区柳町70番1の一部	平成16年9月28日	平成17年9月21日	B
指-3	幸区柳町70番1の一部	平成17年9月16日	平成18年8月11日	B
指-4	川崎区日出2丁目14-3の一部	平成18年11月15日	平成19年2月15日	Pb
指-5	中原区上丸子古川通1194番5の一部	平成19年2月19日	—	F、Pb

F:ふっ素、B:ほう素、Pb:鉛

(2) 条例に基づく土壌調査結果等の公表状況(平成18年度末)

条例に基づく土壌調査の結果、基準に適合しない場合は、市でその結果を公表している。土壌調査結果等について台帳に掲載され閲覧に供されるとともに、インターネットなどにも掲載している。なお、対策が完了すると台帳等から削除される。平成18年度の公表状況は次のとおりである。

表Ⅳ-2 条例における公表・台帳削除状況(平成16年10月1日～平成19年3月31日)

整理番号	所在地	汚染判明年月日	台帳削除日	基準を超過した特定有害物質等	備考
16-1	麻生区上麻生1-11-1,2	平成16年10月28日	平成17年5月11日	Hg、Pb、As	
16-2	幸区塚越4-345-1	平成16年11月17日	平成17年3月25日	F	
16-3	中原区今井西町147	平成16年12月16日	平成17年4月19日	As、Cr ⁶⁺	
16-4	川崎区下並木14	平成16年12月3日	平成17年12月5日	Hg	
16-5	幸区塚越3-474-2	平成17年3月7日	平成17年7月15日	Pb、As	搬出土壌
16-6	川崎区鈴木町1-1	平成17年3月14日	平成17年10月26日	Pb	搬出土壌
16-7	中原区上丸子山王町2-1202,1202-5	平成17年3月3日	応急対策済	Cr ⁶⁺	
17-1	川崎区水江町4-1	平成17年4月1日	応急対策済	TCE、Pb	
17-2	幸区中幸町3-27-2	平成17年2月28日	平成17年12月9日	Pb	
17-3	川崎区港町12-1	平成17年5月27日	平成17年12月13日	Pb	
17-4	川崎区水江町4-2	平成17年5月27日	平成17年8月9日	F	
17-5	麻生区片平666-1	平成17年3月31日	平成18年2月28日	PCE、1,2-DCE	
17-6	川崎区鈴木町1-2	平成17年6月17日	平成17年12月2日	Hg、Pb、As、F、B、CCL ₄ 、PCE	搬出土壌
17-7	麻生区下麻生字亀井93-1,95-1,96-1	平成17年6月20日	平成17年11月28日	Hg、Pb、As、F	
17-8	中原区今井上町56番地	平成17年4月22日	平成17年12月9日	Pb、As、F、CCL ₄	
17-9	幸区堀川町72番地	平成17年2月7日	平成17年12月26日	Pb、As、F	搬出土壌
17-10	高津区末長24番10他	平成17年8月5日	平成17年12月6日	Pb	
17-11	幸区柳町70番地	平成17年9月2日	平成19年1月12日	Hg、Pb、As、Cr ⁶⁺ 、Se、F、PCE、1,2-DCE	
17-12	高津区末長1414	平成17年10月7日	平成18年2月10日	Pb、As	搬出土壌
17-13	川崎区扇町6-8	平成17年10月25日	応急対策済	Pb、As、F	
17-14	川崎区富士見2-5-12	平成17年11月9日	—	PCB	自社保管
17-15	川崎区扇町5-1	平成17年11月9日	平成19年5月2日	Pb、As、Se	搬出土壌
17-16	幸区堀川町72	平成17年2月24日	対策中	Hg、Pb、As、F	搬出土壌
17-17	川崎区四谷下町19-12,19-13,19-41,19-42	平成17年6月21日	平成17年10月26日	TCE	
17-18	幸区戸手町1-4-15	平成17年8月24日	平成17年10月21日	Bz	
17-19	川崎区渡田新町3-6-15	平成17年12月20日	平成18年8月24日	PCE、1,2-DCE	
17-20	川崎区追分町2-2	平成17年12月21日	平成18年3月3日	Pb、Cr ⁶⁺	
17-21	中原区下沼部1810	平成18年2月6日	平成18年6月1日	Se、F	
17-22	多摩区登戸3816番地	平成18年2月22日	—	Pb、F、B	
17-23	高津区末長1116	平成18年3月10日	平成18年11月20日	As、Pb、CN、F、1,2-DCE	
17-24	幸区大宮町28番7,28番17,28番18	平成18年3月9日	平成18年6月28日	Pb	

18-1	麻生区片平667	平成18年4月3日	平成18年4月19日	TCE、PCE、1,2-DCE	
18-2	中原区中丸子155-1	平成18年4月18日	—	Hg	
18-3	幸区鹿島田字向島760番2他	平成18年4月17日	平成18年9月8日	F、Pb	
18-4	中原区小杉町3丁目435番地	平成18年4月25日	平成18年9月25日	F、Pb、As、Hg	
18-5	高津区千年新町26-10	平成18年4月27日	平成18年7月10日	TCE、PCE、1,2-DCE	
18-6	宮前区東有馬2-1-22	平成18年5月22日	平成18年11月7日	PCE	
18-7	川崎区鈴木町1-1	平成18年6月12日	平成18年9月29日	As	搬出土壤
18-8	川崎区鈴木町1-1	平成18年6月12日	平成18年9月29日	As	搬出土壤
18-9	川崎区千鳥町1-1	平成18年6月15日	平成19年5月7日	F、Pb、As、1,2-DCE、Bz	搬出土壤
18-10	川崎区田島町23-1	平成18年6月29日	対策中	F	搬出土壤
18-11	川崎区水江町4-1	平成18年7月21日	対策中	F、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、Hg	
18-12	高津区下野毛3-16-1	平成18年9月1日	対策中	Pb、As、TCE、PCE	
18-13	幸区小倉1655	平成18年9月13日	—	CN、TCE、1,2-DCE	
18-14	川崎区鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年3月27日	F、Pb、As、Hg、PCE	搬出土壤
18-15	川崎区鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年1月9日	As	搬出土壤
18-16	川崎区鈴木町1-1	平成18年10月6日	平成19年2月22日	As	搬出土壤
18-17	中原区中丸子新宿耕地13-2他	平成18年10月31日	対策中	F、Pb、B、As、CN、Se、PCB	
18-18	中原区中丸子新宿耕地35-4他	平成18年10月31日	対策中	F、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、B、CN、TCE、1,2-DCE	
18-19	中原区中丸子新宿耕地73-2他	平成18年10月31日	対策中	Pb、As、Hg、Se	
18-20	川崎区元木2-2-22	平成18年11月21日	対策中	F、Pb	
18-21	川崎区水江町4-1	平成18年12月27日	一部対策中	F、Pb、Hg、Cr ⁶⁺	
18-22	川崎区扇町5-1	平成19年1月5日	対策中	Pb、As、Se	搬出土壤
18-23	中原区小杉町3丁目414-4,414-5の一部他51筆の一部	平成19年1月19日	一部対策済	F、Pb	
18-24	中原区下沼部1753	平成19年1月25日	対策中	Se、Cd	
18-25	中原区下沼部1753	平成19年2月22日	対策中	F、As、Se	搬出土壤
18-26	川崎区藤崎3-5-1	平成19年2月26日	—	Pb	
18-27	幸区柳町72-1他	平成19年2月26日	対策中	F、Pb、1,2-DCE	
18-28	川崎区浮島町7-1	平成19年3月2日	—	TCE、PCE	
18-29	高津区新作5-548-3	平成19年3月2日	対策中	F、Pb	
18-30	川崎区鈴木町1-1	平成19年3月20日	対策中	DXN	搬出土壤

CN：シアノ、Pb：鉛、Cr⁶⁺：六価クロム、As：砒素、Hg：水銀、Bz：ベンゼン、TCE：トリクロロエチレン、PCE：テトラクロロエチレン、CCL₄：四塩化炭素

1,2-DCE：1,2-ジクロロエチレン、Se：セレン、B：ほう素、F：フッ素、PCB：ポリ塩化ビフェニル、DXN：ダイオキシン類